

議案第5号 埼玉西部消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新				旧			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
手数料を徴収する事項	区分	金額		手数料を徴収する事項	区分	金額	
(略)				(略)			
2 法第11条 第1項前段 の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物製造所等」という。）の設置の許可の申請に対する審査	(1) (略)			2 法第11条 第1項前段 の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物製造所等」という。）の設置の許可の申請に対する審査	(1) (略)		
	(2) 貯蔵所	ア～エ (略)		(2) 貯蔵所	ア～エ (略)		
	オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,450,000円	オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,180,000円	
		(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,720,000円		(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,410,000円	
		(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,920,000円		(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,590,000円	
	(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	2,360,000円		(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1,950,000円		

新				旧					
			(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	<u>2,740,000円</u>				(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	<u>2,270,000円</u>
			(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	<u>5,640,000円</u>				(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	<u>4,550,000円</u>
			(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	<u>7,240,000円</u>				(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	<u>5,820,000円</u>
			(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	<u>8,790,000円</u>				(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	<u>7,070,000円</u>
		カ～サ (略)				カ～サ (略)			
	(3) (略)				(3) (略)				
(略)					(略)				